

事務連絡
平成21年5月21日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

新型インフルエンザ発生に伴う障害福祉サービスの臨時休業時における 代替サービスについて

都道府県等の要請に基づく障害福祉サービスの臨時休業時においては、平成21年5月20日付け事務連絡「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応等について（追加）」の1（2）のにおいて、必要な場合における代替サービスの提供をお願いしています。

この代替サービスについては、同事務連絡において示している居宅介護等の訪問系サービスの利用のほか、利用者間の接触が生じない環境及び支援体制を確保した上で、限定した利用者（障害福祉サービスの臨時休業に伴い自宅待機が長期になり平常時と異なる環境に対応できずパニック等の行動障害を引き起こされている場合などを想定）に対して提供される日中活動系サービス及び単独型短期入所サービスの利用が可能であると考えています。

また、代替サービスとして重度訪問介護若しくは行動援護又は移動支援事業の提供を行う場合にあっては、障害特性等を踏まえて外出支援を行うことも可能ですが、この場合にあっては、地域における感染の拡大状況等も踏まえ、感染の危険を出来る限り回避するよう配慮することが必要と考えていますので、管内市町村及び関係機関等にその旨周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。